

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）10条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定（更新）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、更新の日付を令和5年9月6日として行った請求人に係る愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定2度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、その変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張している。

総合的な検査と思われるが、髪の毛を洗う、体を洗う、ドライヤーで乾かすや自分の洋服を自ら選んで着る等、自分の身のまわりの事ができること。計算ができること。数の単位は、無量大数まで暗記している。そうじや食器を洗う手伝い。玉子焼を自分で作る等、重度であれば出来るのか疑問に思うことが数多くあるため納得が出来ない。学校で行う事8割程度こなしているとの報告を受け伝えたところ、ルーティーンで済まされたことにも納得できない。

学習能力に関して、医師の診察の記載と異なり、提示された計算は全て正解していた。発音の不明瞭さで聞き取りにくさの事実はあるが、計算がほとんど不可能との記載は違う。慣れていない場所、初対面の

人との対応で、子供に向き合った対応が判定の場でなされていない。
否定的な姿勢ではなく、もっとリラックスした状態での診察、正確な
記録を望む。1年後の（認定の）受け直しを希望する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、
棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年10月24日	諮問
令和7年 1月14日	審議（第96回第3部会）
令和7年 2月13日	審議（第97回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、
以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表及び被判定者が6歳か

ら17歳である場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『最重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『1』程度のものに該当するもの」が1度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『2』程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『中度』と判定され、またプロフィールがおおむね『3』程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (4) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (5) 都要綱8条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱10条は8条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、センター所長が作成した本件判定書の記載内容に基づき、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

- (1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、田中ビネーV式による知能検査の結果、IQ 25と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34」に相当する「2度」と記載されている。

イ 「学習能力」のうち、数については、テスト課題の中では3までの数概念の理解は可能であったが、10までの数概念の理解は不可だった。医師の診察では、1桁の加算問題を提示すると、正解も不正解もあり、また繰り上がりのある加算問題では2問とも「うーあん」と答えた。読み書きについては、ひらがな・カタカナの読み・書きや小1～2レベルの漢字の読みが可能であると、母から聴取している。以上のことから、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能」に相当する「2度」と記載されている。

ウ 「作業能力」については、テスト課題の中では、面接者が3つの積み木でトンネルを作り、その見本のとおりトンネルを作るように教示したが、トンネルを作ることができなかった。見本を見ながら2枚の三角形の台紙を組み合わせて長方形を作る課題では、長方形を作ることができなかった。また、ひもとおしの課題では、面接者が見本のとおりビーズを通すようにと教示したが、見本のとおりに通すことはなく、見本とは異なるビーズを通した。しかし、見本とは異なるが、数多くのビーズをひもに通すことはできていた。母に頼まれて、針に糸を通したり、縫ったりすることができると母から聴取している。以上のことから、個別判定基準表における「作業のうち簡単な手伝いや使いが可能」に相当する「2度」と記載されている。

エ 「社会性」については、テスト場面では、着席してテストに取り組み、課題終了ごとに面接者にハイタッチを求めた。母から、在籍している特別支援学級の担任からは、8割位はルーティーンがあり、できると言われていること、また友達ともごっこ遊びをしているということを聴取している。以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能」に相当する「3度」と記載されている。

オ 「意思疎通」については、検査場面では面接者の質問には答えるが、自発的な発語は少なかった。発語は、発音が不明瞭で、単語や

二語文が多かった。また、反響言語も見られた。医師の診察では、名前は答えられたが、誰と来たのかとの問いには答えられず、医師が母を指して「この人誰？」との問いには母の名前を言い、「友達誰？」との問いには副担任名を言った。以上のことから、個別判定基準表における「言語による意思疎通がやや可能」に相当する「2度」と記載されている。

カ 「身体的健康」については、自閉症、左膝後十字靱帯損傷の診断があり（現在、剥離骨折の状態とのこと。）、精神科薬の服薬があり、また、言語指導、整形外科への通院も継続している。左膝にサポーターを着用しており、面接室への行き来の場面において、少し左足を引きずり、歩行しづらそうな様子があった。母から、まだ激しい運動はできないということを聴取している。以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当する「3度」と記載されている。

キ 「日常行動」については、左膝後十字靱帯損傷の影響もあり、単独での登校はできず、母が付き添って登下校していること、左膝後十字靱帯損傷については、学校から怪我をして帰宅し、受傷の経緯が不明なこともあり、本児をひとりにしないように配慮をしていることを母から聴取している。以上のことから、個別判定基準表における「日常生活にたいした支障はないが、配慮が必要」に相当する「3度」と記載されている。

ク 「基本的生活」のうち、食事については、箸使用可だが、細かいものをこぼすことはある。排泄は、排尿・排便ともに自立、着脱は、着衣・脱衣ともに可、睡眠は、生活リズムが崩れると寝られないことがある。移動については、母が本児をひとりにしないようにしている。以上のことから、個別判定基準表における「身辺生活の処理がおおむね可能」に相当する「3度」と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中4項目が3度（中度）、4項目が2度（重度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等及び保護者（母）への聴き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められる。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的発達症（２度相当）、自閉スペクトラム症」と、心理学的所見欄には「CA 13：2 MA 3：3 IQ 25（田中ビネーⅤ式）」と、社会診断所見欄には「障害の程度に応じた社会的支援が必要である。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙１）における「知的障害の程度が処遇上『重度』」と判定される。そして、プロフィールについては、愛の手帳はあくまでも知的障害の手帳であり、知能測定値が重要な判断要素となっているため、プロフィール上では「２」と「３」の数が同数ではあっても、２度と判断するのが相当である。したがって、「プロフィールがおおむね『２』程度のもの」に該当するとして、障害の度数は総合判定２度（重度）であると判定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、本件審査請求書において、上記（第３）のとおり主張する。

しかし、前述（１・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「２度」と判断するのが相当であることは、上記２のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙１及び別紙２（略）